

議案第76号

福岡市旅館業法施行条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、公衆浴場における水質基準等に関する指針の一部改正に鑑み、旅館業及び公衆浴場の営業者が講ずべき措置の基準を改める必要があるによる。

福岡市旅館業法施行条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

- (1) 福岡市旅館業法施行条例（平成24年福岡市条例第74号）第8条第6号イ(イ)c
- (2) 福岡市公衆浴場法施行条例（平成24年福岡市条例第76号）第6条第1項第8号イ(ウ)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。